



茨高広発第 180 号
栃高広第 96 号
群広総第 401 号
平成19年10月23日

厚生労働大臣 舩添 要一 様

茨城県後期高齢者医療広域連合長 石塚 仁太郎



栃木県後期高齢者医療広域連合長 吉谷 宗夫



群馬県後期高齢者医療広域連合長 松浦 幸雄



後期高齢者医療制度に関する要望書

秋冷の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、我々北関東三県後期高齢者医療広域連合の運営に際し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度の準備に向け、国におかれましては各広域連合が新たな医療制度に円滑かつ適切に移行できるよう、諸準備を進めておられることとご推察申し上げます。

現在、国のご指導等を踏まえ準備を進めておりますが、北関東三県の広域連合におきましても、以下の課題に連携して取り組むことで協議し、総意をもって国に要望することといたしました。

国におかれましては、平成20年度からの新制度を確実に実施するため下記要望について積極的に対応されますよう要望いたします。

記

1 保健（健診）事業への財政支援

健康を保持、増進し、医療費の適正化につなげるために、後期高齢者医療においても保健（健診）事業を実施することが重要である。

については、後期高齢者の保健（健診）事業に対する財政支援について、市町村国保における特定健診と同様の助成措置を講ずること。

2 国庫負担金等の速やかな交付

広域連合の安定的な財政運営を確保するとともに、平成20年当初に多額の借入とこれに伴う利子負担を生ずることのないよう、療養給付等に対する国庫負担金及び調整交付金について、速やかに年度内の必要額を交付するとともに後期高齢者交付金や都道府県負担金についても国庫負担金と同様に交付されるよう各団体に働きかけること。

3 調整交付金の別枠交付

後期高齢者の保険料負担の軽減を図るため、療養給付に対する定率交付は4／12を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は国において別枠で調整額を確保すること。

4 必要な情報の速やかな提供

現在、保険料負担の一部凍結等の議論がなされていると推察されるが、その内容及び制度の運営に係る事項について早期に必要な情報提供を行うこと。

5 後期高齢者医療電算処理システムにおける仕様等の早期提示

国が開発、配布している後期高齢者医療電算処理システムについて仕様の提示が遅れているため、広域連合において準備作業に影響が出ている。また、市町村システムの構築においても期限までの改修完了について危惧するとの声が寄せられているので、遅れているシステムの仕様を早急に示すとともに、今後予定されているシステムの提示時期を繰り上げること。

なお、保険料負担の一部凍結等も含め新たなシステム改修が必要となった場合には、国において所要の予算措置を講ずること。

6 保険料に対する財政支援

現在、検討中と報道されている被用者の被扶養者に対する保険料の賦課については、これに限らず、低所得者全員に対しても同様の措置を講ずること。低所得者に対してのより一層の負担軽減について、抜本的な

検討を行い、国において所要の予算措置を講ずること。

7 必要な医療が保障される診療報酬

後期高齢者及びその家族が安心、納得できる後期高齢者にふさわしい医療の体系を確立するとともに、必要で十分な医療が保障される診療報酬とすること。